

【令和元年度用】※国の法令改正に伴い変更となる場合があります。

令和元年度10月分以降の保育料について

令和元年度10月の「幼児教育・保育の無償化」に伴い、幼稚園、保育所、認定こども園の保育料を10月分から下記のとおり改正しました。

記

- 3歳児以上 0円（ただし、これまで保育料に含まれていた副食費は実費徴収となります。）
 - 3歳児未満 次ページの利用者負担額表のとおり（第2階層以外は変更ありません。）
- ※年齢基準日は平成31年4月1日時点

【保育料の算定について】

保育料の決定は年2回あります。4月～8月分は前年度の市民税額、9月～3月分は当年度の市民税額に基づいて保育料が決まります。

令和元年度4月～8月分の保育料	令和元年度9月～3月分の保育料
平成30年度の市民税額に基づき算定	平成31年度の市民税額に基づき算定

※平成30年度の市民税額は平成29年1月～12月の、平成31年度の市民税額は平成30年1月～12月の収入等に基づいて決まります。

- 1 原則、父母の市民税額の合計で算定します。ただし、父母の収入が合計で120万円より少ない場合は、同居の祖父母等の市民税額を合算して算定します。（「同居」とは住民票上、別世帯となっても、同一敷地内または隣接する敷地に居住している場合も含みます。）
- 2 市民税額は、税務課の税情報に基づきます。ただし、転入者や未申告により課税状況が把握できない場合、税額が確認できるまでは最高階層の保育料とさせていただきますので、課税証明書等の提出や税金の申告を忘れずにしてください。
- 3 8月以前と9月以降で保育料が変更となる場合がありますが、その場合は4月にさかのぼっての変更にはなりません。
- 4 保育料の年齢区分は原則として毎年4月1日現在の年齢を適用し、当該年度中に年齢区分の変更は行いません。

【お問い合わせ先】

子ども未来課 電話 23-3213
23-3214

【令和元年度10月以降】

保育所・認定こども園 3歳児未満（3号認定）保育料 利用者負担額表

※28年度から太枠内の第3～8階層の保育料を軽減しています。

(単位：円)

階層 区分	定義		利用者負担額	
			標準時間	短時間
第1	生活保護世帯等		0	0
第2	市町村民税非課税世帯		0	0
第3	市町村民税 所得割課税額	30,000円未満の ひとり親世帯等	3,300	3,250
		30,000円未満の 上記以外の世帯	7,300	7,200
第4		48,600円未満の ひとり親世帯等	4,600	4,550
		30,000円以上 48,600円未満	10,000	9,800
第5		48,600円以上 72,800円未満	12,600	12,400
第6		72,800円以上 97,000円未満	15,300	15,000
第7		97,000円以上 133,000円未満	21,700	21,300
第8		133,000円以上 169,000円未満	24,700	24,300
第9		169,000円以上 235,000円未満	38,000	37,300
第10		235,000円以上 301,000円未満	43,000	42,200
第11		301,000円以上 349,000円未満	49,000	48,100
第12		349,000円以上	52,000	51,100

備考

- 利用者負担額を算定する税額は、税額控除（調整控除を除く配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を適用しませんので、実際の税額と異なる場合があります。
- ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯または障害者手帳等の交付を受けている同居家族がいる世帯です。
- 養育する子どものうち第3子以降の第9～12階層はこの表の額から1/4軽減した額を適用します。
- 同一世帯から2人以上の児童が幼稚園、保育所、認定こども園等に入所している場合は、そのうちの最年長の児童は全額、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料とします。
- 前項にかかわらず、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯の第2子は半額、第3子以降は無料とし、第5階層のひとり親世帯等及び第6階層の77,101円未満のひとり親世帯等の第1子は4,600円、77,101円未満のひとり親世帯等の第2子以降は無料とします。
- 満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、原則3歳未満の額を適用します。
- 月の途中の入退所の場合、当該月の保育日数により日割り計算とし、10円未満は切り捨てます。